

# 戦国時代の徳政と大名

久保 健一郎

## 一 課題の設定

筆者は先に発表した論稿で、戦国時代の徳政は「弓矢徳政」であるところに大きな特質があると述べた<sup>①</sup>。ただし、それは経済紛争の視点からにとどまるものであった。そこで本稿では、当該期徳政についての近年の研究を概観したうえで、史料の再検討を試み、異なる角度からの見通しを提示したい。

そこで念頭に置きたいのは、前稿でも若干言及したところだが、政治思想としての徳政である。徳政令研究と徳政一揆研究とに、時的にも、また研究対象ないしは研究者の視点からいっても分裂していた徳政研究を一新させたのが笠松宏至氏であることに、おそらく異論はないであろう。笠松氏は、中世に一貫して存在する政治社会思想として、徳政を捉え、その本質をものの戻り<sup>②</sup>あるべき姿への復活であると指摘した<sup>③</sup>。幕府の徳政令にしても、徳政令を要求する徳政一揆にしても、この思想に支えられているゆえに、一定の正

当性をもって中世社会に受容されたことが明らかになったのである。これによって、中世社会固有の、またそれを貫く問題として徳政を検討する道が開かれた。ただし、政治思想としての徳政研究は、中世前期に偏り続けた<sup>④</sup>。これは、徳政を支える思想が一貫して存在することを認めつつも、中世後期には、事実として、徳政といえれば借銭破棄を指すことになっていく、という見方によるものであろう<sup>⑤</sup>。

このようななか、詳しくは後述するが、勝俣鎮夫氏が「戦国大名の徳政令は室町幕府の貸借破棄を主とする徳政令にくらべて、それを中心テーマとしつつも徳政の概念を拡大させており、善政の意味を強く含ませた内容となっている」と述べているところに、あらためて注目される<sup>⑥</sup>。戦国時代における戦争状況の拡大、経済紛争、徳政の連関は前稿で述べたところであるが、そこには大名・領主・金融業者・百姓等のせめぎ合いが見られるわけであり、これらをトータルに解明していく必要がある。そのためには、戦国大名が徳政に込めたねらいや思想が重要な論点となるのである。

ところで、勝俣氏は明言していないが、氏のいうところの、善政

の意味を強く含ませた「戦国大名の徳政令」には北条氏の永禄三年徳政が含まれ、また大きな位置づけがされていると思われる。実際、勝俣説について言及した近年の諸研究は、この永禄三年徳政との関連で行っているものが多い。そこで、以下、勝俣説や近年の諸研究について整理を試みながら、この著名な徳政について再検討し、それを通じて冒頭に述べた課題に迫りたい。

## 二 永禄三年徳政と諸研究

一で触れたように、勝俣氏は戦国大名の徳政令が徳政の概念を拡大させ、善政の意味を強く含ませているとした。また、発布時期も敗戦・内乱・失政などによる国内の混乱時にほぼ限定され、大名の主観としては、明確に国民の支持をとりつける目的で発布されたもの、と指摘した<sup>6)</sup>。氏はこの説をさらに展開し、戦国大名の徳政令は、「本来の徳政（善政）の性格が強いものになっている」（傍点筆者、以下同じ）とし、また、「発布の時期も代替わりのほか、敗戦・内乱など国の平和と安全を失ったときが多く、その失政の回復のためにだされるものが多かった。それを代表するものが「弓矢の徳政」と称される、敵軍の国土侵入や内乱で国内が戦場となったときにだされた徳政令である」と述べ、「国民の側も、兵乱で被害をうけたとき徳政が実施されるのは当然と考えていた」のであり、「戦災は、大名の最大の失政とされ、それを回復するために徳政令がだされた」と

主張した<sup>7)</sup>。「弓矢徳政」が、戦国大名の徳政を具体的に特徴づけるものとして高く評価されるに至ったといえるのである。

筆者も前稿で戦国時代の徳政について、「弓矢徳政」であることが大きな特徴であると述べた。勝俣説との関わりを当然述べなければならぬが、まずは勝俣説およびその大きな根拠となっていると考えられる永禄三年徳政について、諸説をあげながら考えていく。永禄三年徳政を示すとして知られる史料をまず掲げておく。

### 【史料1】

御領所方諸百姓御佗言申上二付而、御赦免之条々、

一来秋御年貢半分、米成二被定畢、納法六升目七升目之間二可定之、猶随世間之売買、来秋以御印判可被仰出、残半分以精錢可納之、如去年定、百文之内廿五錢ハ可為中錢、重而料足之本を可被下事、

一借錢借米日拾懸下等并賣物諸色、本利共二被入徳政上、請札致持參、公文相談、穩便二可取返之、但、未歲春夏之間しち物俵物共二、限三嶋西町、流候しち物之儀<sup>8)</sup>、縦其蔵二雖有之、不可取返事、

### 一〇 畠年期売之事、

三ヶ年至于約諾ハ、二年百姓二返付、一年買手可拘、五年期ハ、三ヶ年百姓方へ可返附、然<sup>9)</sup>者申・西兩年百姓二附、<sup>(永禄五年)</sup>戊歳以後買手可拘、以此積約諾之年記可定之也、

以上三ヶ条、

此外徳政入間敷条々、

一 御年貢・反錢・棟別錢等、地下中未進二付<sup>四</sup>、或代官或諸奉行  
取越納候、於彼料足<sup>五</sup>、速百姓可致皆済事、

一 御一家中藏錢、被除之事、

一 無尺錢除之事、

以上三ヶ条、

右、条々御赦免之上<sup>六</sup>、諸納所夫錢以下、毛頭無未進致皆済、向  
後田島荒間敷捧御請状、此御書出可致頂戴、然<sup>七</sup>、出家・奉公  
人・商人・諸職人以下田島出作之者二、努々徳政被下間敷候、  
但、是等之類も百姓役致之付<sup>四</sup>、百姓同前二可被入徳政、所詮  
代官・名主等、令分別可申付、猶相紛儀於有之<sup>八</sup>、可遂披露旨、  
被仰出状如件、

(永禄三年)

庚申 (虎朱印)

三月十六日

網代<sup>九</sup>

百姓中<sup>八</sup>

最初の勝俣説以後、正面から永禄三年徳政に取り組んだ研究とし  
ては、まず則竹雄一氏のもの<sup>一</sup>があげられる。則竹氏は、天文十九年  
(一五五〇) 四月朔日の税制改革令も徳政と位置づけて永禄三年徳政  
とともに検討し、後者の発布の背景には、年貢納入における精銭納  
要求、年貢未進分の借錢借米化、御藏錢貸借などがあつたことを指  
摘し、それが債務破棄だけでない徳政として現れるのは、百姓側か

らみれば農民闘争の成果として後北条氏から政策転換をかち取つた  
こと、徳政と号して徳政状況を創り出し徳政令を大名権力から引き  
出したことであり、北条氏からみれば税制改革を債務破棄と抱合わ  
せて百姓中に提示し、徳政を抵抗の論理から支配の論理に転換した  
こと、「公儀」として支配の確立の手段であつたことによるとして、  
「万民哀憐」の徳政令の本質は、税制改革による年貢・公事の安定的  
収奪であると主張した<sup>二</sup>。氏はさらに、永禄三年徳政の背景として大  
飢饉があり、代替わり徳政であつたことを指摘した上で、この徳政  
は「勸農の徳政」であつたと評価するに至つたのである<sup>三</sup>。

また、阿部浩一氏は、永禄三年徳政について、幅広い内容すなわ  
ち税制改革・勸農のほか、蔵本など高利貸資本の保護、伊豆三島社  
の西祭を質流れ期限とする原則、「国の百姓」身分の創出が含まれ、  
全体的性格は「撫民」を基調とする後北条「国家」の支配原則を示  
したもので、為政者の「国家」観を如実に反映した法令であると評  
価した<sup>四</sup>。さらに氏は、戦国大名徳政の史料を網羅的に収集・検討し、  
その内容は借錢・借米の破棄を第一義的課題とするものが大半であ  
る一方、惣徳政には領国政策の一環としてより幅広い内容をもたせ  
ようとするものも少なからず見受けられ、その典型が永禄三年徳政  
であるとし、戦国大名徳政の政策的特質の基調は「撫民」思想、年  
貢取システムの保護、買地安堵制を通じた土地移動の把握と土地  
売買保障体制の構築であると主張したのである<sup>五</sup>。

さらに、久留島典子氏は、永禄三年徳政は自然災害による非常時

に限定され、米・銭といった動産は全面徳政適用としても、不動産である土地売買については、最低限の返付にとどめ、売買関係の本来的秩序をできるだけ破壊しない、緊急避難としての徳政に限定されたものであり、きわめて政策的であつて、大名による徳政の制御という意味では象徴的法令であること、戦国大名の徳政から一つの政策意図を導き出すことには無理があり、徳政を制御しようとする意志自体に意味があることを指摘した。さらに、「戦国大名は、領国統合の過程で北条氏のような政策的徳政を行うもの、もはや徳政は時代遅れの施策であつたといえるかもしれない」と述べ、基本的には徳政のない社会へと移っていくとの見通しを立てたのである。<sup>15)</sup>

一方、近年精力的に徳政に関わる議論を展開している黒田基樹氏は、永禄三年徳政については、その内容を年貢納入方法における宥免措置、狭義の徳政としての債務破棄として、飢饉状況下にあつて、年貢・公事等を確保するため、「村の成り立ち」の維持を図つた大名権力の「懸命の対応策」であつたと主張した。さらに氏は、永禄三年徳政に示されている「村の成り立ち」維持は、天文十九年四月朔日令を端緒にしておよそ永禄末年までにかけて収取制度の確立、収取機構の整備、目安制の確立、給人領主権への規制など、北条氏の領国支配のあり方を転換させ、規定したものであり、この動向は戦国大名の「構造改革」として評価できるとしたのである。<sup>16)</sup>

なお、徳政論として意図されたものではないが、山口博氏の研究をあげておく。氏は、【史料1】の二箇条目に見える「三嶋西町」を、

従来考えられていた特定の場所ではなく、伊豆国一宮三嶋神社の十一月の中西日の祭礼であるという指摘をし、さらに、注においてではあるが、【史料1】全体を徳政令と考えるのは疑問で、北条氏が百姓の闘争に対応して発した「御赦免」で、その一つの柱として年貢半分米納認可と共に徳政が含まれると考えるのが妥当であると述べた。<sup>16)</sup> いずれも永禄三年徳政を考えるうえで重要な論点であつたといえる。また、藤木久志氏が永禄三年徳政のみならず氏康から氏政への代替わりの背景にも飢饉があつたことを指摘したのは、その後の研究に大きな影響を与えた。<sup>16)</sup> このほか、筆者も永禄三年徳政にはしばしば言及しているが、徳政そのものよりも、その前提ないしは要因としての「高利貸」活動に重点を置いていたので、本稿では省略する。

以上の研究において、各箇条の解釈に即した相違・対立は、難解・不明であるとされる点も含め、あまりない。ただし、全体の理解について、勝俣説とかわかる点で重要な相違がある。すなわち、勝俣氏のごとく「善政の意味を強く含ませた」ないしは「本来の徳政（善政）の性格が強い」ものとして永禄三年徳政を理解するか否かである。まず、このように理解しているのは則竹・阿部氏といえる。則竹氏は「債務破棄だけでない」内容を持ち「万民哀憐」を標榜するものと捉え、阿部氏は「幅広い内容」がもたされ「撫民」思想を基調とすると見ているからである。

これに対し山口氏は、先に見たように【史料1】の一箇条目にあ

る年貢半分米納認可と徳政は別物としている。したがって、「善政の意味を強く含ませた」り、「本来の徳政（善政）の性格が強い」と考へる余地はないことになろう。また、黒田氏は則竹氏など先行研究の多くが【史料一】の前段をすべて徳政適用条項ととらえ、年貢納入方法についても徳政と表現されたととらえているが、前段部分は「御赦免条々」であり徳政と全く同義ではなく、徳政はあくまでも【史料一】では一箇条目以下を指しているとして、山口氏同様の理解を示した（ただし山口説を引用はしていない）。さらに勝俣説についても「徳政という用語そのものは狭義のものであるから、徳政を含めて善政を同時に展開したと理解するのが妥当である」と批判している。

なお、久留島氏は「債権債務破棄と土地取り戻し、すなわち徳政」と規定し、徳政令や「在地徳政」史料は、徳政の制御・管理と見る立場を取っている。永禄三年徳政についても、「きわめて政策的」あるいは「大名による徳政の制御という意味では象徴的法令」との評価にとどまっている。本来の徳政（善政）の性格には、そもそも言及する必要を見出していないといえよう。

則竹・阿部氏と山口・黒田氏とで見解が分かれ、久留島氏はやや異なる視点から捉えているものの、本来の徳政（善政）と見るのは積極的でないと整理できる。ではいずれの見解が妥当であろうか。則竹氏は著書の「コメント」において、山口説に言及し、「永禄三年令の「此外徳政入間敷条々」記載の存在から、その前の箇条書が徳

政項目を、後の箇条書が徳政免除事項と理解し、全体では徳政令とすべきであると考へる」と述べている。<sup>18</sup> たしかに、【史料一】では「以上三ヶ条」とあるのに続けて「此外徳政入間敷条々」とあるの<sup>20</sup>あり、「此」とは素直に読めば「以上三ヶ条」を受けていると解釈するよりほかないのであつて、則竹氏の理解が妥当であると考ええる。

黒田氏は「徳政という用語そのものは狭義のものであるから」というが、勝俣氏も中世後期においては一般に債務破棄を意味するところ<sup>20</sup>理解した上で、本来の徳政（善政）の意味が強くされているところに意義を見出しているのだから、批判としてかみ合っていない。また、黒田氏は勝俣説を批判したうえで、「狭義の徳政」とのいい方をしばしばするが、狭義でない徳政＝広義の徳政？というものを想定しているのであろうか。だとすれば、「徳政を含めて善政を同時に展開したと理解するのが妥当である」との勝俣批判の意図が奈辺にあるのかよくわからない。そもそも「氏康の徳政令」と氏が称しているものは【史料一】で、それを「徳政令」とすることに変更や修正はされていないのである。

以上、永禄三年徳政を「善政の意味を強く含ませた」ないしは「本来の徳政（善政）の性格が強い」ものとする点では、勝俣説がなお否定されていないと判断する。ただ、蛇足ながら、これは忘れ去られていた本来の性格を突然戦国大名が付与したのではない（もちろん勝俣氏もそうは述べていない）。嘉吉徳政一揆に際して、公家の万里小路時房は、徳政は皇化を施さる古来の通称で、意見を諸人

より召され「切磋」して定めた新制のことであるのに、今の武家徳政は土民の雅意から起こり無理に質物・借書を破棄するものばかりを徳政と呼んでおり、徳政の実に背くものだ、と嘆いている<sup>21</sup>。時房は本来の徳政のあり方をふまえたうえで、それと乖離した十五世紀前半の現状を嘆いているのであり、これは中世後期であっても、少なくとも為政者にとつては共通認識だったであろう。「本来の徳政の性格」が込められるか否かは現実の政治・経済状況とともに、徳政を施行する側の政治姿勢・思想にもかかっていたのである。

### 三 永祿三年徳政と氏康の言説

永祿三年徳政を評価するとき、【史料1】すなわち徳政令自体よりも大きな影響を与えているとすら考えられる史料がある。永祿四年五月に氏康が箱根金剛王院融山に充てた書状である。詳しくは後述するが、たとえば、阿部浩一氏が「撫民」を基調とする後北条「国家」の支配原則<sup>22</sup>「為政者の「国家」観を如実に反映した法令」と積極的に評価するのは、直接的にはこの書状に基づいているし、則竹氏が「万民哀憐」を標榜しているのも同様である。

ただ、この書状はかなりの長文であるため、全体を取り上げて徳政論の中で検討した研究は、管見ではほとんどない<sup>23</sup>。また、この書状は氏康が融山に上杉謙信（煩瑣にわたるのでこの呼称で統一）との抗争で戦勝祈念を依頼したのに対して、融山が氏康に意見した書

状に、さらに氏康が応えたものである。したがって、融山の書状も氏康書状を理解する際に重要なのだが、これまたかなりの長文であるためか、あるいは徳政論を追究する際には氏康書状で十分とみなされているためか、内容に踏み込んで取り上げられることは少ない。そこで、以下煩を厭わず両史料の全文を掲げ（ただし融山書状は前欠）、再検討を試みることにする。なお、筆者はかつてこの両史料について、北条氏の支配正当性を示す宣伝のために氏康と融山が結託して出した可能性を指摘した<sup>24</sup>。今でもある程度蓋然性がある見方だと思っているが、推測の域を出ないため、本稿では「裏のない」やりとりであるものとして検討を進める<sup>25</sup>。

#### 【史料2】

先日<sup>26</sup>、御懇札再三披見本望候、一、年来国家御祈念頼入候之処、此度北狄出張、国中山野之躰、被失御面目之由、更不及別候、去春恐景虎威勢、為始正木、八州之弓取不殘雖寄来候、武相城之内、江戸・河越七八ヶ所之地、無相違、結句度々戦得勝利、凶徒無程破北候、於所々往覆之敵侍凡下討取事千余人、是偏非御祈念之力哉、一旦之念劇不苦候、畢竟此上励信心極候歟、普天之下無不王土上、御修理可走廻由、尤任御意見候、然者豆州仁科之郷禁裏就御領所、先年勸修寺殿為 勅使御下向之時、氏綱三ヶ年進納、其後遠境故中絶候、任彼御由緒、仁科之郷可致進上之由、覚悟仕候、一、万民哀憐、百姓可尽礼御意見、令得其意候、去年分国中諸郷へ下徳政、妻子下人券捨、為年経迄遂糺明、悉取帰遣候、

当年者諸一揆相之徳政、就中、公方錢本利四千貫文、為諸人捨之、藏本押置、現錢番所集、昨今諸一揆相二致配当候、家之事、慈悲心深信仰專順路存詰候間、国中之聞立邪民百姓之上迄、無非分爲可致沙汰、十年已來置目安箱、諸人之訴お聞届、探求道理候事、一点毛頭心中二会乎（依也）偏頗無之候、天道明白歟、八州不残渡当方二來候、徐廿年存国家二候間、一代之内、無横合時身退者、聖人之教与存、去年息氏政讓渡位、隱遁之進退候得共、大敵蜂起、氏政若輩之間、無了簡、国家之成意見候、然二氏康無善根間、如此候、此貴意、乍恐御相違候、縦善根有之共、心中之邪二而、諸寺諸社領令没倒様なる国主二付（而者）、如何様之大社之御修理、何ヶ度致之候共、神者不可受非礼、縦不向経論聖教、常二不信之様二候共、心中之美、即可叶天道候歟、於氏康、或不足之出家沙門お憐愍、或伽藍零廢之所歎ヶ數間、先年（壬辰）、鎌倉在馬之砌、諸寺・諸山周寄附田畠候キ、其外国中之神社・仏閣へ少充之料所お雖寄進仕候、一步之地も押領之事者、一代不覚候、何之驕二歟、可背天道候哉、天運不（尽者）、一戰勝利無疑候、併人者不可如和二歟、一、於諸寺・諸社、此度本意之御祈念尤二候、然□豆相武之内、何之地如何様之祈念を可申付候哉、不可依靈地候、唯行人二可有之候間、有御分別、委細被遊立候而可給候、并供物員數等可預御計事、一、不動護摩供、一、大聖金剛法、一、觀音經三百三十卷、以上何之地二而、如何様之人二可申付候、

一、大嶺探灯護摩之事、於京都何之方可憑入候、供物等員數之事、

如何程可入候、如何様之行二候、一、聖天供之事、御請取之上、無別儀候、一、鶴岡宿願之事、可有願書歟、願力如何様之儀、可為何ヶ条候、一、於伊勢・熊野、如何様之行可然候、右、何も委可注給候、得御意、急度可申付候、

一、関宿様御返事、飛脚能々可申付候、義堯御警固深旨被申候、哀々成就候得かしの念願候、近日半途へ罷出、此首尾可承届候、恐々敬白、

五月廿八日

氏康

金剛王院御同宿中（25）

### 【史料3】

（前欠）申候上、聊失本意候間、憚見除絶音問候、就其関東中御恩之面々、逆心之至、誠二無是非次第候、然二來秋御一戦二落着、其勝利御祈念之趣、預御尋候、先敵出張之儀、偏御無念二思召、短氣之御一戦如何二存候、其故者、上杉先祖二天子被下御囁、被置東八州副將軍二候キ、仮令從頭定以來不敬王法、依不崇仏神、国家乱、万民不安為鉢二候、惣我身子孫繁栄之立願候事、諸人之習二候歟、就中北条御家、前代日本之備副將軍給候条、被統御名字、為御身御覚悟無一廉者如何二候、其上我妻鏡歴然二候、北条之家無善根者、唯危様二被書置候与見得候、就之乍恐申入候、一、禁中御修理之事、普天之下皆王土二候之上、崇敬万条歟、可被仰勅儀太守二似合之御事二候、奉始天照太神、三十番神之守護現前二候、

五月廿五日

小田原人々御中（宛）

一、御分国之大社明仏等大破之時（者）、速御修理可然候、大永之式目  
 二も、神（者）依人之敬増威、人（者）依神之徳添運与候歟、今時（者）、無神も  
 無仏無信無善（者）方法空之入邪見、不儀之働（者）俗出共見得候、誠失家  
 可亡国基、無勿躰候、一、万民御哀憐之事、百姓二有礼（者）、国家  
 自治（者）候歟、一、御家風大小人中二も不肖之者、可被加御心操事、  
 一、諸出家不足之身躰二候共、国家無為之御祈念可被仰付事、  
 一、毎月大般若経并供養法之事、無退転、是平生可為御意得候、  
 今度被御祈念之事、

一、不動護摩供、一、大勝金剛法、一、観音経三百三十卷、  
 以上何時も御動之時分（者）、御帰陣迄可被遊事、一、鶴岡御立願等  
 之事、

一、大嶺探灯護摩之事、一、聖天供之事、是（者）愚老可致執行候間、  
 無別条候、一、至御当代、八州如形属御手候事（者）、早雲寺殿箱  
 根・三嶋御建立、将又春松院殿八幡宮御造営、此信力慥御酬候（者）存  
 候、其故者建久五年足利上総介殿義兼、号錢阿寺殿与、八幡宮東  
 之廻廊四間両界経所有御建立、紺紙金泥之被納一切経、同年十一  
 月十三日、社務円晷之御房三条院為導師被遊供養、義兼參詣之御、  
 十三才青侍踏虚空三尺、八幡太神託宣（託宣）、両界経所建立、依一切経  
 書写之功、子孫可成將軍（云々）、其後五世之孫高氏朝臣、都鄙統領之  
 由申伝候、此旨去年関宿様へも諸事御油断有間敷候、善悪之因果、  
 能々御分別肝要申上候キ、自何関宿様之御事、無恙御輿江城へ入  
 候様、御祈念不可存疎意候、此由御披露憑入候、恐々謹言、

【史料2】が氏康書状、【史料3】が融山書状である。発給は【史  
 料3】が先であるが、便宜この順序とし、適宜丸数字やアルファベ  
 ットを付した。両史料とも写しであるためか、やや意味の通り難い  
 ところもある。また、前述の通り【史料3】は前欠であるが、現存  
 部分は文頭における挨拶の範囲からであると判断され、したがって  
 欠けている部分は僅かかと思われる。

【史料2】は、氏康が【史料3】における融山の見解に反駁しつつ  
 状況認識を述べている導入部分である①と、融山の具体的意見に  
 えている②以下の部分とに分かれる。【史料3】は、融山が氏康の戦  
 勝祈念依頼に対して「短氣之御一戦」を諫めてその理由を述べてい  
 る部分であるaと、氏康のなすべき施策を具体的に意見しているb  
 以下の部分とに分かれる。したがって、①とaは【史料2】【史料3】  
 各々を全体的に規定する部分であると考えられる。まず、やや具体  
 的にこれらを検討することとする。

①で氏康は、常日頃から「国家御祈念」をお願いして（執り行つ  
 てもらって）いたところ、このたび「北狄」（謙信）に攻撃を受け、  
 国中が山野になる有様で、御面目を失われているとのことですが、  
 納得できないところです、という。以下、戦果を述べ連ねて、これ  
 はひとえに御祈念の力でないことがありましようか、と融山を立て  
 るのである。aを見ると、融山が面目を失ったとの点に対応する文



言は「聊失本意候」と推定され、前欠部分と併せて述べられていたものである。融山としてはそのようななか、氏康が謙信との決戦を望み、自身に「勝利御祈念」が依頼されてきたため、「短氣之御一戦」はいかがかと存じます、と諫めたわけである。さらに融山は上杉氏を引き合いに出し、顕定以来王法を敬わず仏神を崇めなかつたため、国家が乱れ、万民は不安のていたらくです、との因果を述べ、

北条の家は前代（鎌倉時代であろう）日本の副將軍であり、その名字を継がれている御身としては一廉の御覚悟がなくてはいかがかと思ひます、という。由緒ある北条氏の後継者として短慮があつてはならない、とのことであろう。さらに、『吾妻鏡』に歴然です、という。何かといえ、北条の家に善根がなければただただ危うきように書き置かれていゝと見えます、とのことである。よいおこないをしなければ上杉と同じことになる、と暗に述べているといえよう。

aの後半は因果応報史観の展開ともいえようか。

まとめると、融山は謙信の攻撃、それによる戦災を非常に深刻に受け止め、短慮による反撃は避け、善根を重ねるべきだ、としていゝるわけである。その善根の具体的あり方がb以下になるのである。これに対し、氏康は謙信の攻撃による影響はたいしたことがない、と強気の姿勢を示すのだが、そもそも融山と氏康のやりとりの前提には、氏康が「勝利御祈念」を融山に依頼したことがあるのだから、額面通り受け取るわけにはいかない。氏康にとつても謙信との一戦は容易ならざるものであつたからこそ、「勝利御祈念」は是非とも必

要であつたし、融山の意見にも丁寧に応えていかなければならなかつた。謙信との戦争による危機が両史料の背景にあり、根本的に規定していたのである。

つづいて、具体的な意見をめぐつて対応関係の明確なものを抽出してみる。いいかえれば、融山の意見に対して氏康が素直に従つていゝるところである。

【史料2】②と【史料3】bとの対応は明らかである。融山が「禁中御修理」について「普天之下皆王土」と王土思想を持ち出して促したところ、氏康は「普天之下王土ならざるはない」と応じて「御修理」に奔走するのはもつともであるとし、具体的には伊豆仁科郷進上によつてそれを果たすと述べていゝるのである。

祈禱・修法に関連するところでは、⑤とh、⑥とj、⑦とk、⑧とiとが、それぞれ対応が明らかである。hでは融山が戦争の際に執り行ふべきものとして、不動護摩供・大勝金剛法・観音経三百三十巻を挙げ、⑤では氏康がこれらをどこでどういゝう人に申し付ければよいか尋ねていゝる。j・k・iは融山が鶴岡御立願・大嶺採灯護摩・聖天供を執り行ふべきことを述べ、聖天供については自身が行うとしていゝる。⑥・⑦・⑧は氏康の回答で、融山の提示と順序が異なつていゝるが問題なからう。大嶺採灯護摩は京都でいゝずれに依頼すればよいかなど細かな点を尋ね、聖天供は引き受けてもらつたので別儀ないとし、鶴岡宿願は願書が必要かなど、やはり細かな点を尋ねていゝる。このほか、④とfも対応していゝるとみなしてよいと思わ

れる。fでは「国家無為之御祈念」を「諸出家」に仰せつけられま  
すように、としているが、④でも諸寺・諸社において「此度本意之  
御祈念」が行われるのはもつともと思います、としており、「国家無  
為」も「此度本意」も戦争における勝利を含蓄していると見られる  
からである。氏康はここでも具体的に依頼する寺社や供物の数量な  
ど細かな点を尋ねている。

⑩と1の後半も対応している。1はかなり長い部分であるが、要  
するに関八州が北条氏の支配下に入ったのは箱根社・三嶋社・鶴岡  
八幡宮の造営など「信力」によるもので、これは足利義兼の故事に  
も通じており、善悪の因果をよくよく分別してほしいことを「関宿  
様」（足利義氏）にも申し上げたこと、「関宿様」の江戸入城を手抜  
かりなく祈念していることを披露してほしいと述べている。氏康へ  
の意見のほが最後に「関宿様」へ焦点がずれてしまった感があり、  
氏康は⑩では1の最後の部分だけに対応し、「関宿様」への御返事は  
よくよく飛脚に申し付けます等、述べている。では1の前半はどう  
なのか。これは、実は③に対応していると考えられる。この点は後  
述する。

⑨やgにはそれぞれ対応する部分が見出しがたい。⑨は伊勢・熊  
野での修法・祈祷に関わると思われること、gは毎月の「大般若経  
并供養法」についてのことだが、いずれかの箇所に含まれているの  
か否かもわからない。写しの過程での脱落なども想定されるが、確  
言はできない。しかしながら、氏康・融山双方にとって非常に重き

を置かねばならない点とも考えにくいであろう。

以上、氏康は融山の具体的意見のうち、禁中の修理や各種祈祷・  
修法の執行などには、ごく素直に対応していることがわかる。では、  
③やc・d・eについてはどうであろうか。cで「大社明仏」の修  
理を促し、dで万民に哀憐を加え「百姓」に礼あらば「国家」が自  
ずから治まるとし、eで「御家風大小人中」の「不肖之者」にも心  
配りをすべきとしているのに対し、③はかなり複雑な対応をしてい  
るとみなせる。のみならず、aで述べられた善根に関わる点まで併  
せて述べている。つまり融山がaで展開した因果応報史観に氏康は  
敏感に反応しているのであり、それがc・d・eにも大きくかわ  
ることだったのである。

大きく分けると③の前半がc・dに、後半がeに対応していると  
いえるが、中ほどに自身の隠居問題・善根の問題などが絡んできて  
いる。前半は徳政論や訴訟論で多く取り上げられるところであり、  
【史料2】のなかでもつとも有名な部分である。dで融山が万民に哀  
憐を加え「百姓」に礼あらば「国家」は自ずから治まるものです、  
と述べたのは、いたずらに戦争に走らず内政をしっかり行って足元  
を固めるべきとの意であったのだろう。eでは対象が家中となつて  
いるが、含蓄するところは同様であろう。これらについての氏康の  
対応は、とうにそのようなことは行ってきたというものであるであ  
った。それが具体的には永禄三年と四年の徳政や目安箱の設置とい  
うことになる。こうしたおこないは天道にも明白であり、だからこそ

関八州は残らず北条氏に属したというのである。

中ほどで氏康は、干渉がないうちに引退するのが聖人の教えと考へ子息氏政に家督を譲りましたが、大敵（謙信）が蜂起し、氏政も若輩であるためやむをえず「国家」について関わることにしました、という。唐突に見えるが、次の部分でつながる。すなわち、それなのに氏康に善根がないためにこのようなありさまだとおっしゃいます、このお考えは恐れながら間違っております、との部分である。氏康にとって、善根がないために謙信に領国を蹂躪されたと批判されるのは痛恨だったのである。それはさらに具体的に次へ展開していく。たとえ善根があっても心中のよこしまな考えで諸寺社領をつぶしてしまうような国主では、どのような大社の修理を何度したところで、神はそのような非礼を受け入れるわけがありません、と。ここでcに対応する「大社之御修理」が、しかも否定的な文脈で現れていることに注目しなければならぬ。この後の部分で、氏康は諸寺社へ所領寄進をしている実績を強調するのである。

ここで1において融山が北条氏が入れたのは早雲寺殿II宗瑞が箱根・三嶋を建立し、春松院殿II氏綱が鶴岡を造営した「信力」の酬いですが、としているところを想起しよう。この祖父・父の大事業、特に父の鶴岡大造営は氏康の記憶にも強く刻まれていたことは疑いない。これらに比肩しうるほどの造営事業が氏康にはなかったのだが、そこを善根がなければ危ういと、まさに謙信によって危機に追い込まれた直後に指摘されたのは、氏康にとって大きな

打撃だったと考えられる。

そこで氏康がまず持ち出したのは神仏への善根ではなく、現実の政治における成果であった。それも融山の示したd・eに対応して示すことにより効果を高め、これによって関八州は北条氏の手に属した、とした。父祖の「信力」によって関八州が入ったという1の認識に否定的対応をしたといえる。父祖の「信力」に対して自身の「徳政」を前面に打ち出したといってもよい。実際に多くの政治改革を成し遂げてきた氏康の面目躍如たるころがある。その判定者も徳政の本来の出所である儒教的徳治観念にふさわしく、神仏ではなく天道だったわけである。ただし、当時の宗教状況では神仏のための造営事業を否定しきることはできない。そこで造営事業はレトリックによって相対的に価値を下げ、自身の行ってきた所領寄進を強調して神仏への善根をも行ってきたとしたのである。

以上、贅言を費やしたが、まとめよう。【史料2】【史料3】は謙信の関東侵攻という一大危機の直後に発給された。【史料3】は、直接的には、謙信との決戦を望み戦勝祈念を依頼してきた氏康に対し、融山が短慮による戦争を諫め、具体的に行うべき施策を意見したものである。しかしその根底には善根を積まなかったため「国家」を危機に陥れた氏康への批判があった。これはおそらく融山だけでなく、北条領国に広まりかねない、一般に共有される批判であった。氏康には前年「代替わり徳政」を望む声に押されて心ならずも家督を譲った苦しい記憶が想起されたかもしれない。<sup>28)</sup>

したがって、氏康はこれに全面的に対抗しうる言説を打ち出す必要があった。禁中の修理や種々の祈禱・修法の興行などの意見には素直に従っておけばよかった。しかし、自身成し遂げてきた政治的成果や弱点である大寺社造営事業に関しては―対応の方法は違うけれども―一歩も退くわけにはいかなかったのである。<sup>29)</sup>

#### 四 永祿三年徳政と「弓矢徳政」

永祿四年の【史料2】発給段階で氏康の置かれた政治状況、それに基づいた言説から、改めて永祿三年徳政を考えてみよう。すると、「国家」の支配原則」や「為政者の「国家」観を如実に反映した法令」という位置づけには、違和感を覚えざるを得ない。つまり、「万民御哀憐」のためとか、「百姓」に礼を尽くすためというのは、氏康が【史料2】発給段階でみずからの政治を評価する必要に迫られて、あとづけたものだからである。永祿三年徳政の発令段階で「国家」の支配原則」に基づいたり、「為政者の「国家」観を如実に反映」する余地があったか否かは疑わしい。則竹氏が永祿三年徳政を「勸農の徳政」と名づけたのは、当を得ている。しかし、考えてみればこのように目的を直接かつ明確に示しうる徳政はほかにはない。大飢饉の中、きわめて明確な目的Ⅱ「勸農」をもって出さざるを得なかったからであり、永祿三年徳政自体は、久留島氏の指摘するごとく、きわめて政策的な「緊急避難」であったとするのが妥当である。永

祿三年徳政の内容が後々の北条氏を規定することになったとすれば、その画期は永祿四年の【史料2】発給時こそふさわしいのである。

氏康によって永祿三年徳政・四年徳政・目安箱設置は内政における高い位置づけを改めて与えられることとなった。戦争危機がそれをもたらしたわけだが、永祿四年徳政自体、戦争がもたらした「弓矢徳政」であったと考えられる。<sup>30)</sup> 勝俣氏によれば、「戦災は、大名の最大の失政」であり、謙信によって領国を蹂躪された北条氏は「それを回復するために」当然のごとく徳政を施行しなければならなかったことになる。戦災が大名の失政であることは、たしかに一つの認識として存在したのである。【史料3】における融山の意見などは、まさしくそれに基づいていると考えられる。

しかし、それに対して氏康はどうしたか。永祿三・四年徳政を行い、目安箱を設置して道理を探求してきたことを誇り、それが天道に明白であったゆえ、関八州が入ったとの自負を示している。つまり、氏康はこのたびの戦災を失政、もしくはそれに由来するものとは、さらさら認めていないのである。「弓矢徳政」には、もう少し異なる角度からの理解も必要なのではないか。

筆者は前稿で、戦国時代の「弓矢徳政」は、現実の戦争被害やそれに基づく紛争から起ちあがった意識に支えられていた、と述べた。これは「一乱」を理由として借錢の返済猶予を是認する社会意識があったことへの注目から導いた考えだが、最近菊池浩幸氏は、「一乱」を理由とする役賦課に言及している。<sup>31)</sup> つまり、「一乱」は人びとの

「弓矢徳政」の要求に繋がる一方、大名等の役賦課にも正当性を与えるという二面性を有するのである。もう少し踏み込んでいえば、「一乱」を理由に役賦課をされるならば、当然「徳政」が行われるべきとの意識があるし、その逆の意識もあるであろう、ということである。前者についていえば、「戦乱の徳政」を詳細に分析した阿部氏が、すでに戦争の遂行に当たつての軍事動員の代償や給恩としての徳政を見出しており、これは戦国時代にますます深刻化していく戦争負担の見返り、いわば一種の衡平観念に支えられていたとみなすことができる。戦争があれば「徳政」が行われて当然との意識は、戦災が失政であるとの認識からも生まれるであろうが、少なくとも大名の側から見て戦災が失政であつたとはいきれない。しかし、その大名も戦争を焦点とした衡平観念から逸脱することはできなかったのである。

ただし後者についていえば、氏康は永禄三年徳政に「本来の徳政（善政）の性格」を込めようとしており、その方向性は【史料2】の言説でさらに強力に打ち出されたと思われる。徳政が善政であればあるほど、過去の戦争負担への見返りとともに、未来の戦争負担への正当性（の可能性）が用意される。前述した「逆の意識」とは、このような意味であり、衡平観念の衡平観念たるゆえんである。やむを得ず行わなければならない徳政にも、支配に利する仕掛けを種々施そうとするのが大名というものであつた。

氏康が【史料2】で行つたのは、いわば「徳政の捉え返し」であ

る。発令・施行時の個別事情を超えて、すなわち、則竹氏も指摘するように、「個々の徳政は債務破棄だけでなく、その法令が出された地域・権力の課題に応じて債務破棄に収斂しない特徴があつた」はずであるが、「万民御哀憐」「百姓に礼を尽くす」「道理を探究する」等の意味を与えて、あたかもこれら大名の普遍的政策基調が当時存在し、それに則つた「徳政」であつたごとく装つた。永禄三年徳政自体は大飢饉を契機としており「弓矢徳政」ではないが、徳政は捉え返され、新たに活用されたわけであり、戦争危機を契機としてもたらされたこれも、「弓矢徳政」の一つの展開・変型といいうるであらう。

本稿では勝俣説の重要性を再確認しつつ、氏康の言説に注目しながら、「弓矢徳政」をもう少し戦争の現実から位置づけてみようを試みた。前稿では経済紛争の視点から「弓矢徳政」を位置づけたが、戦争を焦点とする各階層の意識のあり方からも、また戦争危機によつて「徳政の捉え返し」が図られるところなどからも、「弓矢徳政」はあらためて戦国時代の徳政を特質づけるものと考えられる。

#### 注

(1) 久保「大名領国の経済紛争」（早稲田大学大学院文学研究科紀要）五二、二〇〇七年。以下、前稿とする。

(2) 笠松「中世の政治社会思想」（岩波講座「日本歴史」7中世3、岩波書店、一九七六年、所収、のち同「日本中世法史論」、東京大学出版会、一九七九年、所収）、同「徳政令」（岩波新書、一九八三年）。

- (3) 徳政の研究史整理も数多く行われている。さしあたり中世前期に関し  
ては、海津一朗『中世の変革と徳政』（吉川弘文館、一九九四年）の  
「序章」を参照。
- (4) たとえば、伊藤喜良氏は「南北朝動乱以後、徳政論も下火となり、政  
治思想としては、これまた消滅していった」とし（同「王土王民・神国  
思想」、『講座前近代の天皇』4 統治的諸機能と天皇観、青木書店、一  
九九五年、所収、のち同『中世国家と東国・奥羽』、校倉書房、一九九  
九年、所収）、海津注（3）論稿でもこれに同意を示している。最近の  
徳政についての簡要な説明としては、たとえば桜井英治氏が「本来は人  
徳のある政治、善政をさしたが、のちに債務破棄や売却地の取り戻しを  
さす用法が一般化した」と述べているのを参照（同『破産者たちの中世』、  
山川出版社、二〇〇五年）。
- (5) 勝俣「戦国法の展開」（永原慶二他編『戦国時代』、吉川弘文館、一九  
七八年、所収）。
- (6) 勝俣前注論文。
- (7) 勝俣「一五—一六世紀の日本」（岩波講座『日本通史』10中世4、所  
収、岩波書店、一九九四年、のち『戦国大名「国家」の成立』と改題し  
て同『戦国時代論』、岩波書店、一九九六年、所収）。
- (8) 「網代友甫所蔵文書」（『小田原市史』史料編中世Ⅱ四三二号文書、以  
下「小」四三二のように略す）。ほかに二月晦日付牧之郷百姓中充ての  
北条家朱印状があり（『三須文書』、「小」四三一、以下「牧之郷」と略  
記）、これも掲げて比較検討すべきであるが、本稿では、設定した課題  
および紙幅の関係で割愛した。
- (9) 則竹「後北条領国下の徳政問題」（『社会経済史学』五四—六、一九八  
九年、のち同『戦国大名領国の権力構造』、吉川弘文館、二〇〇五年、  
所収）。
- (10) 則竹「大名領国下における年貢収取と村落」（『歴史学研究』六五一号、  
一九九三年、のち同前注著書、所収）。
- (11) 阿部「永祿三年後北条氏徳政令と「西町」」（『戦国史研究』三三三号、  
一九九七年、のち同『戦国期の徳政と地域社会』、吉川弘文館、二〇〇  
一年、所収）。
- (12) 阿部「戦国期徳政の事例検討」（同前注著書、所収）。
- (13) 久留島「日本の歴史13 一揆と戦国大名」（講談社、二〇〇一年）。
- (14) 黒田①「氏康の徳政令」（藤木久志・黒田基樹編『定本・北条氏康』、  
高志書院、二〇〇四年、所収）。なお、ほかに②「一五・一六世紀徳政  
論序説」（『史苑』一七一号、二〇〇三年）、③『戦国大名の危機管理』  
（吉川弘文館、二〇〇五年）、④『戦国期東国の徳政』（佐藤博信編『中  
世東国の社会構造』、岩田書院、二〇〇七年、所収）等。
- (15) 山口「三嶋西町」と流質との関連をめぐって」（『小田原地方史研究』  
一六号、一九八八年）。もちろん「牧之郷」についても同様に理解する  
ことになる。
- (16) 藤木「永祿三年徳政の背景」（『戦国史研究』三二号、一九九六年）。
- (17) 久保①「後北条領における高利貸と徳政」（『史観』一三五冊、一九九  
六年）②「戦国大名領における訴訟と裁許」（『戦国史研究』三七号、一  
九九九年、①②とも補訂・改題して、同『戦国大名と公儀』、校倉  
書房、二〇〇一年、所収）等。
- (18) 「牧之郷」では三箇条目となる。
- (19) 則竹注（9）著書一七二頁。
- (20) 「牧之郷」では「以上五ヶ条」である。
- (21) 「建内記」嘉吉元年九月十四日条。
- (22) 小笠原「安房妙本寺日侃と相房の関係」（『古文書研究』五号、一九七  
一年、のち同『中世房総の政治と文化』、吉川弘文館、一九八五年、所  
収）において、概要が紹介されている。融山の人物像についても同論文  
参照。また、加増啓「領国危機と修法」（『千葉歴史学会編』『中世東国  
の地域権力と社会』、岩田書院、一九九六年、所収）では、祈祷・修法  
を中心に取り上げている。

- (23) 久保「北条氏康の「徳政」」(同注(17))著書、所収。
- (24) さらに融山が氏康書状に対して送った返書もあるが、「妙本寺所蔵文書」、「小」四八九関連文書)、基本的な論点はほぼ先立つ両史料で尽くされており、紙幅の都合もあるので、本稿では引用しない。
- (25) 「妙本寺所蔵文書」(「小」四八九)。
- (26) 「妙本寺所蔵文書」(「小」四八九関連文書)。
- (27) 小笠原注(22)論文では、氏康の天道思想に関わり、「生活体験に基づく現実的で合理主義的な考え方に著しい特色がみられる」と指摘している。
- (28) 藤木注(16)論稿。
- (29) なお、本章で述べたことは、注(23)の拙論がかりに正しければ、氏康・融山ともに意識・協力したうえでの「演出」となるから、いっそう意味を強めるのはいうまでもない。
- (30) 前稿参照。
- (31) 菊池浩幸「室町・戦国期在地領主のイエと地域社会・国家」(『歴史学研究』八三三号、二〇〇七年)。
- (32) 阿部注(12)論文。「戦乱の徳政」は、実態としてはほぼ「弓矢徳政」に重なる。
- (33) 氏康は、目安箱の設置による開かれた裁判も善政としての徳政に含めようとしたと考える(久保注(17)②論文)。
- (34) 則竹注(9)著書一七二頁。
- (35) したがって勝俣説も「弓矢徳政」の部分については、永禄三年徳政に拠っていないであろう。
- (36) 永禄三年徳政の背景に飢饉があることは多くの研究が指摘しており、黒田注(14)④論文ではほとんどの戦国期東国徳政の背景に広域的な飢饉・災害があるとしている。しかし、阿部氏が明らかにしたように、戦国大名による徳政施行の直接的要因、すなわち徳政令の理由づけの大半が代替わり・戦乱であることには十分留意する必要がある。